

平成31年10月消費税率改定に向けて、ご準備はお済みですか？ 食品関係事業者向けの制度説明会の参加者を募集します！

○平成31年(2019年)10月1日から消費税率の10%への引上げと同時に、一部の対象品目(酒類・外食を除く飲食料品と週2回以上発行される新聞)の税率を8%に据え置く消費税軽減税率制度が実施されます。

○軽減税率制度は全ての事業者の方に関係がありますが、特に飲食料品を取り扱う事業者の方は、税率ごとの商品管理やレジ・受発注システムの整備などの準備に相応の時間が必要な場合があります。

○上記状況を踏まえて、和歌山県食品産業協議会では、大阪国税局の協力のもと、和歌山県内の食品関係事業者向けの消費税軽減税率制度説明会を以下のとおり開催しますので、参加者を募集します。

○説明会概要

■日時：平成30年12月11日(火)13時30分～16時30分(受付13:00～)

■場所：和歌山県民文化会館3階 特設会議室(和歌山市小松原通1-1)

■説明者：大阪国税局 課税第二部 消費税課 職員

■内容：

- 1 消費税の基本的な仕組み
- 2 軽減税率制度の概要
 - ・対象となる飲食料品について(具体的事例の紹介)
 - ・店内飲食と外食の基本的な考え方
 - ・現行の請求書及び帳簿の記載事項との相違点
- 3 適格請求書等保存方式(インボイス制度)の概要
 - ・適格請求書とは何か
 - ・免税事業者の方との取引について
- 4 軽減税率対策補助金
 - ・レジの導入及び改修に係る補助金制度について
- 5 質疑応答



■参加対象者：和歌山県内の食品関係事業者(参加費 無料)

■定員：100名

■申込：下記URLから参加申込書をダウンロードいただき、必要事項をご記入の上、平成30年11月30日(火)までに下記担当者までFAX又はメールにてお申込みください。

※様式ダウンロードはこちらから

URL：<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/071700/d00156573.html>

QRコード



○和歌山県食品産業協議会とは…

和歌山県の食品産業の振興を目的として、県内の食品産業団体、金融機関、経済団体、行政機関等で構成される組織で、主に食品の安全性を向上させる取組や、和歌山の食品に関する情報発信・販売促進に取り組んでいます。

お問い合わせ

和歌山県食品産業協議会 事務局(和歌山県食品流通課) 事務局 納屋、米田

TEL:073(441)2815、FAX:073(432)4161、MAIL:naya_k0001@pref.wakayama.lg.jp